

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の実施に伴い、公益財団法人成長科学協会（以下「協会」という）が事業を遂行するに当たって取り扱う個人情報を適切に保護し、紛失、盗難、漏洩等の防止を図ることを目的とする。

(本規程の対象)

第2条 この規程は、協会が取り扱う個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）を対象とする。

第2章 個人情報の適正管理

(個人情報の安全確保)

第3条 個人情報を含む資料は、媒体の如何を問わず、所定の保管場所に収納し、業務終了時に施錠する。

2 コンピュータを利用して取り扱う資料は、外部と接続のない専用のコンピュータに入力し、特定の者だけがアクセスできるようにする。

3 個人情報を含有する資料は、事務所外へ持ち出してはならない。ただし、情報処理などの業務を外部の業者に委託する場合など、業務遂行上やむを得ず持ち出す場合は、個人情報管理責任者の許可を得ることとし、返却後も個人情報管理責任者の確認を得なければならない。この事務所外への持ち出し、返却に関しては、記録を作成し、保存するものとする。

(匿名化)

第4条 学術的研究目的に使用するデータは、患者名・施設名・主治医名を匿名化した上で利用する。

(個人情報の第三者への提供)

第5条 個人情報の第三者への提供は、次の場合を除き、あらかじめ本人（本人が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難な場合には、その保護者等。以下同じ）の同意を得た上で行う。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合であつて、本人の同意を得ることが困難なとき

(3) 公衆衛生の向上、児童の健全な育成推進のために特に必要な場合であつて、

本人の同意を得ることが困難なとき

(4) 行政機関等が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの業務の一部を外部の業者に委託する場合は、前項の規定は適用しない。

(業務委託)

第6条 業務の一部を外部の業者に委託する場合は、個人情報の安全管理を遵守するよう、委託先に対して適切な監督を行う。

2 業務委託先との間で個人情報管理に関する契約を締結する。

3 業務委託先による他の業者への業務の再委託は認めない。

第3章 安全管理体制

(個人情報管理責任者)

第7条 理事長は、協会における個人情報保護の管理責任を負う者として、個人情報管理責任者を置く。

2 個人情報管理責任者は、次の業務を行う。

(1) 個人情報の保護に関する運用上の規程を作成すること

(2) 職員の個人情報の取り扱いを監督するとともに、個人情報保護に対する意識を徹底すること

(3) 業務委託先に対し、適切な個人情報の安全管理が行われるよう監督すること

(4) その他個人情報の安全管理に関する事項全般を行うこと

第4章 個人情報の利用目的

(利用目的の通知等)

第8条 個人情報を取得する場合には、その利用目的をあらかじめ公表しておくか、または主治医を通じて本人に知らせるものとする。

2 第9条に掲げる利用目的以外の目的に個人情報を利用する場合は、主治医を通じて本人の同意を得るものとする。

(利用目的の範囲)

第9条 協会における個人情報の利用目的は次のとおりとする。

(1) 協会の実施する事業において、対象疾患の治療適応判定基準の策定及び適応判定の実施、治療の有効性及び安全性の検討、その他対象疾患の診断、治療等に必要な学術的研究等を行う場合

(2) 事務連絡、雇用管理等協会の運営に必要な場合

(3) 協会の法的義務の履行のために必要な場合

(4) その他協会の事業の遂行に必要な場合

第5章 個人情報の開示等の求めへの対応

(開示等の求めへの対応)

第10条 協会の保有する保有個人データについて本人から開示、訂正、削除または利用停止等を求められた場合は、その求めに応じて必要な措置をとる。

第6章 その他

(規程の改定)

第11条 この規程は、関係法令等の変更、運用上の実態等に鑑み、必要に応じて改定する。

(運用上の手順等)

第12条 この規程の運用上の具体的な手順等は、必要に応じて別途定める。

(附則)

この規程は、平成17年7月16日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。